

# 石川県公報

平成 27 年 5 月 19 日  
第 12800 号 (火曜日)  
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示	
○随意契約の相手方等	(人 事 課) 1
○随意契約の相手方等	(税 務 課) 1
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 2
○一般国道の供用の開始	( 同 ) 2
○県道の供用の開始	( 同 ) 2
公 告	
○政府調達に関する協定に係る入札公告	(管 財 課) 3
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 5
○予防接種を行う医師に係る公告	( 同 ) 5

○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	( 同 ) 5
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 5
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課) 6
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	( 同 ) 6

正 誤	
○平成27. 4.17第12791号中	6

## 告 示

### 石川県告示第234号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成 27 年 5 月 19 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
昇格昇給システム機器借上げ 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部人事課  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成 27 年 4 月 1 日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社北陸支店  
金沢市彦三町 1 丁目 2 番 1 号
- 随意契約に係る契約金額  
58,483,166 円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 10 条第 1 項第 2 号の規定に該当するため

### 石川県告示第 235 号

W T O (世界貿易機関) に基づく政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 23 号) の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
税務総合情報システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部人事課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社  
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
36,806,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定に該当するため

**石川県告示第236号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成27年5月19日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
305号	小松市今江町四丁目126番地先から 小松市今江町四丁目49番地先まで	旧	14.80 ~ 15.30	101.9	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	15.20 ~ 34.30	101.9	

**石川県告示第237号**

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年5月19日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
305号	小松市今江町四丁目126番地先から 小松市今江町四丁目49番地先まで	平成27年5月19日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

**石川県告示第238号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年5月19日から同年6月2日まで縦覧に供する。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
能都内浦線	鳳珠郡能登町字宇出津新壺字40番地先から 鳳珠郡能登町字宇出津新壺字55番2地先まで	平成27年5月19日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	鳳珠郡能登町字宇出津新壺字58番1地先から 鳳珠郡能登町字宇出津新壺字59番2地先まで	〃	〃

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量  
パーソナルコンピュータ 345台
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成27年8月31日
- (4) 納入場所  
別途指定する場所
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成27年石川県告示第163号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。  
なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成27年6月15日(月)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成27年6月29日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成27年6月29日(月)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer 345 Units

(2) Delivery date

By 31 August 2015

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 29 June 2015

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令

(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
飯 村 雄 次	県内全域	金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会 城北病院
猪 俣 純一郎	〃	金沢市有松5丁目1番7号 医療法人社団中央会 金沢有松病院
鷹 取 治	〃	〃
西 川 昌 志	〃	〃
山 本 健 一	〃	小松市瀬領町丁1番地2 小松こども医療福祉センター

#### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
熊 野 義 久	県内全域	金沢市下新町6番26号 社会医療法人財団董仙会 恵寿金沢病院
井 上 啓	〃	〃
渡 辺 知 志	〃	〃
大 石 京 介	〃	〃
近 藤 悟	〃	〃

#### 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
角 田 真 弘	七尾市本府中町ワ部5番地 七尾松原病院	平成27年3月31日
中 村 彰 伸	〃	〃
平 川 祐 希	〃	〃
道 上 洋 二	〃	〃

#### 大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)片町A地区再開発新ビル  
金沢市片町2丁目2番5号

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成27年1月9日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

平成27年5月19日から同年6月19日まで

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画道路 3・4・18号寺井吉光線、3・5・19号高堂泉台線	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課

## 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、志賀町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
富来都市計画道路 3・4・1号地頭町里本江線、3・4・2号領家町八幡線、3・4・1号領家町里本江線、3・6・5号地頭町八幡線	石川県土木部都市計画課及び志賀町まち整備課

**正 誤**

平成27年4月17日発行の石川県公報第12791号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤	正
1	石川県告示第190号	平成18年石川県告示第477号。以下「告示第477号」 告示第477号は	平成15年石川県告示第314号。以下「告示第314号」 告示第314号は